

平成30年3月28日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

平成30年度整備管理者選任後研修の実施計画について

今般、東北運輸局秋田運輸支局長より、平成30年度整備管理者選任後研修の実施計画が下記のとおり届きました。

参加を予定されている会員の皆様におかれましては日程をご確認いただければと思います。

なお、参加申込に関しては実施日が近づきましたらご案内致しますのでよろしくお願い致します。

※選任後研修は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づく研修です。



秋運整第543号
平成30年3月26日

公益社団法人 秋田県トラック協会会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長



「平成30年度整備管理者選任後研修」の実施について

平素より当支局の運輸行政につきましては、ご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条及び旅客自動車運送事業運輸規則第46条に基づく標記研修を、別紙「平成30年度整備管理者研修のご案内」のとおり実施することとしましたので、貴会会員の受講対象者への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、本年度は原則として貨物自動車運送事業の整備管理者を対象としており、旅客自動車運送事業については、昨年度研修を未受講の整備管理者のみを対象としております。

また、研修の開催にあたりまして、受講名簿の取りまとめ及び当日の受付作業等のご協力についてお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。



平成30年度整備管理者選任後研修のご案内

1. 研修日程

| 研修実施日時 | 研修会場 | 対象事業 | 申込受付期間 |
|--------------------------------|---|-----------------|---------------------------------|
| 平成30年5月11日(金) 9時30分～12時00分 | 秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン 大会議室 秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 | 全事業 ※1 ※2 | 平成30年4月2日(月) ～平成30年5月2日(水) |
| 平成30年6月6日(水) 13時30分～16時00分 | 大館市北地区コミュニティセンター 大館市有浦一丁目8番15号 | | 平成30年5月7日(月) ～平成30年5月30日(水) |
| 平成30年6月14日(木) 13時30分～16時00分 | 一般社団法人 秋田県南自動車連合会 秋田県横手市朝日が丘2丁目2-37 | | 平成30年5月14日(月) ～平成30年6月7日(木) |
| 平成30年7月11日(水) 13時30分～16時00分 | 秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン 大会議室 秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 | | 平成30年6月4日(月) ～平成30年7月4日(水) |
| 平成30年7月30日(月) 9時30分～12時00分 | 秋田県森林学習交流館 プラザクリプトン 大会議室 秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 | | 平成30年6月25日(月) ～平成30年7月23日(月) |

- (注1) 平成30年度においては、原則として貨物自動車運送事業の整備管理者を対象としております。
旅客自動車運送事業の整備管理者は、昨年度研修未受講の方に限り対象となります。
- (注2) 平成30年度に整備管理者選任前研修を受講された方は、対象外となります。

2. 研修時間割及び内容等

| 研修時間割 | 研修内容等 | 担当者 |
|------------------------------|----------------|---------|
| 13:00～13:30 (9:00～9:30) | 受 付 | |
| 13:30～14:30 (9:30～10:30) | 関係法令、最近の主要通達等 | 運輸支局専門官 |
| 14:30～14:45 (10:30～10:45) | 休 憩 | |
| 14:45～15:45 (10:45～11:45) | 車両管理関係、業務参考資料等 | 運輸支局専門官 |
| 15:45～16:00 (11:45～12:00) | 質 疑 応 答 | 運輸支局専門官 |

- (注) 研修時間割の括弧書きは、5月11日及び7月30日の時間割になります。

3. 受講申込書

別紙2「平成30年度整備管理者選任後研修受講申込書」に必要事項を記入のうえ、申込受付期間内までに秋田運輸支局までFAXで提出願います。

(FAX 018-864-0250)

4. 注意事項等

- ① 整備管理者手帳をお持ちの方は、研修当日にご持参下さい。
- ② 研修当日は、本人確認が出来るもの(免許証等)をご持参下さい。
- ③ 整備管理の補助者が受講されるのは任意ですが、補助者や代理の方が受講されても、それによって整備管理者が受講したことにはなりませんのでご注意下さい。
- ④ 今回の研修は選任後研修であり、整備管理者になるための選任前研修ではありませんのでご注意願います。